

ちいきせいかつしえん
地域生活支援センター365 (地域相談支援)

じゅうようじこうおよ どういしょ
重要事項及び同意書

この「重要事項及び同意書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定地域相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

いりょうほうじんしゃだんけいせんかい
医療法人社団患宣会

ちいきせいかつしえん
地域生活支援センター365

1 指定地域相談支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団恵宣会
代表者氏名	理事長 西村 一彦
法人所在地 (連絡先)	広島県竹原市下野町 650 電話番号 0846-22-0963
法人設立年月日	昭和60年2月4日

2 ご利用者への指定地域相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	地域生活支援センター365
地域相談支援の種類	指定地域移行支援、指定地域定着支援
サービスの主たる対象者	精神障害者
広島県指定事業所番号	指定地域移行支援 3430700033号 (平成31年4月1日指定) 指定地域定着支援
事業所所在地	広島県竹原市下野町 2402-1
連絡先 相談担当者名	電話：0846-22-7655 FAX：0846-22-7656 相談担当者：石原 裕子・安宿 裕美・益田 明子
事業所の通常の事業実施地域	竹原市、東広島市安芸津町
事業所が行う他の指定障害福祉サービス等	指定計画相談支援 (令和6年4月1日指定) 竹原市委託相談支援、地域活動支援センター

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	医療法人社団恵宣会が開設する地域生活支援センター365が実施する「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、地域移行支援及び地域定着支援を行う指定地域相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って適切かつ円滑な指定地域相談支援を提供することを目的とします。
-------	--

運営方針	<p>1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行います。</p> <p>2 利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づき、地域生活に移行するための活動に関する支援、常時の連絡体制の確保、障害特性に起因して生じた緊急事態等に速やかに対応するなど、必要な支援を適切に行います。</p> <p>3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った相談支援の提供に努めます。</p> <p>4 その他、関係法令を遵守し、事業を実施します。</p>
------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日・盆・年末年始は休み）
営業時間	9：00～17：00（相談には事前の連絡をお願いします）
備考	上記の営業日・時間のほか、電話で24時間連絡が可能。

(4) 事業所の職員体制

職種	人員数	職務の内容
管理職	常勤兼務 1人	事業所職員の業務の管理、基準等遵守のために必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員、 指定地域移行・ 地域定着支援従事者	常勤兼務 3人	下記に記載された地域移行支援・地域定着支援の内容を提供します。 当事業所の地域移行・地域定着支援従事者は全員相談支援専門員資格を有します。
事務職員	常勤兼務 1人	事業所運営に必要な事務を行います。

3 提供する指定地域相談支援の内容

(1) 地域移行支援

地域移行支援 計画の作成	利用者の意向、適性、障害の特性等を踏まえ、地域移行支援計画を作成します。計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。
地域生活 に移行する ための 活動に 関する 支援	利用者との面接により、利用者の心身の状況等を把握し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じます。また、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への外出の際に同行し、必要な支援を行います。 なお、面接又は同行支援は、少なくとも月に2回行います。
障害福祉 サービスの 体験的な 利用 支援	利用者の状況等に応じて、地域生活へ移行するために必要な障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の体験的な利用を支援します。

体験的 宿泊支援	な	障害福祉サービス事業者や障害者支援施設等又は精神科病院の担当者との連絡調整を行い、利用者の相談に応じながら、一人暮らしに向けた体験的な宿泊の支援を行います。
-------------	---	--

※地域移行支援の実施にあたっては、市町や指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、住居の確保や行政機関の手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行します。

【地域移行支援計画作成の手順】

1	アセスメント及び支援内容の検討	利用者が入所・入院する障害者入所施設等又は精神科病院を訪問し、利用者に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況、利用者の希望、課題等を把握します。そして、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行います。
2	地域移行支援計画の原案の作成	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及び達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成します。
3	計画作成会議の開催	障害者支援施設等又は精神科病院の担当者等を招集し、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。
4	利用者等への説明・交付	地域移行支援計画の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。

(2) 地域定着支援

地域定着支援台帳の作成	利用者との面接により、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、利用者の緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先その他利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成します。 台帳作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行います。
常時の連絡体制の確保	利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、利用者又はその家族と常時の連絡体制を確保します。また、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
緊急の事態における支援	緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等により状況を把握し、その状況に応じて、利用者、家族、利用者の利用する指定障害福祉サービス、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じます。

※常時の連絡体制の確保及び緊急の事態における支援を行うため、以下の体制をとります。

曜日・時間等	連絡先	対応方法
月から金曜日 (祝日・休館日を除く) 9:00～17:00	0846-22-7655	
上記以外	090-1338-9932	携帯電話にて職員が対応

4 提供する指定地域相談支援の利用者負担額について

指定地域相談支援	相談に係る利用者の自己負担はありません。※
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の障害者入所施設や精神科病院等を訪問して指定地域相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 公共交通機関を利用した場合・・・交通費の実費 事業者の自動車を使用した場合・・・燃料代として300円 (竹原市、東広島市安芸津町以外)
その他の費用	利用者の事情により必要となる実費をご負担いただくことがあります。その際は、書面によって利用者への説明を行い、利用者の同意をいただきます。

※ 地域相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、地域相談支援給付費(別紙)の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町に地域相談支援給付費の支給を申請してください

5 交通費及びその他の費用の支払い方法について

交通費及びその他の費用について、地域相談支援を実施した日に、現金にてお支払いください。お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願いします。

また、地域相談支援給付費について市町より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

6 指定地域相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町の支給決定内容等の確認

指定地域相談支援の提供に先立って、受給者証に記載された地域相談支援給付決定の内容・有効期間・地域相談支援給付量等を確認させていただきます。受給者証の住所、地域相談支援給付内容等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定地域相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、緊急時の対応等においては、担当者以外の職員が対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者(利用者及びその家族等)に対して地域相談支援

提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご利用相談窓口等に遠慮なくご相談ください。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者と責任者を選定し、虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底します。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 秘密の保持と個人情報保護について

事業所の職員は常に利用者のプライバシーを尊重し、正当な理由無く仕事上知りえた個人の秘密を漏らしません。利用者には「個人情報取り扱いに関する同意書」により同意していただくことをお願いしています。

9 緊急時の対応方法について

指定地域相談支援の提供中に、利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、家族などに連絡を行います。

利用者へのサービス提供に伴って、事業所の過失により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。なお、事業所は損害賠償保険に加入しています。

11 身分証携行義務

指定地域相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定地域相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 連絡調整に対する協力

指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の利用について市町又は指定特定相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1.4 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定地域相談支援の提供に当たり、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1.5 記録の整備

- ① 指定地域相談支援の実施ごとに、その提供日、内容等を記録し、指定地域相談支援提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 地域移行支援計画、利用者に関する市町への通知に係る記録、利用者からの苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を整備します。
- ③ これらの記録は地域相談支援完了の日から5年間保存し、利用者、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1.6 苦情解決の体制及び手順

事業所は利用者又はその家族からの苦情・虐待の相談に迅速かつ適切に対応するために、相談を受け付ける窓口を設けます。また、障害者総合支援法により、市町及び都道府県から提供した事業について質問や調査の依頼があった場合には協力し、指導、助言を受けた場合には必要な改善を行います。

当事業所ご利用相談窓口 (要望・苦情解決・虐待防止)	担当者：安宿 裕美 責任者：石原 裕子 電話番号：0846-22-7655
第三者委員	角本 松樹 (民生委員)
竹原市役所地域支えあい推進課	所在地：広島県竹原市中央五丁目1-35 電話番号：0846-22-2276
広島県福祉サービス運営適正化委員 (広島県社会福祉協議会)	所在地：広島県広島市南区比治山本町12-2 電話番号：082-256-3419

令和6年4月1日現在

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

この重要事項及び同意書の説明年月日	年	月	日
-------------------	---	---	---

事業者	事業所名	医療法人社団患宣会 地域生活支援センター365
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から受け、指定一般相談支援サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

指定地域相談支援の提供開始可能年月日	年	月	日
--------------------	---	---	---

別紙 利用者負担について（契約書第6条参照）

地域相談支援給付費（指定一般相談支援につき厚生労働大臣が定める基準により算定）

地域相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から地域相談支援給付費額を受領する（法定代理受領）場合は、利用者の自己負担はありません。

地域相談支援給付費（地域移行支援）

区分	報酬/加算名		月額
基本報酬	地域移行支援サービス費（Ⅱ）	訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を行う利用者との対面による支援を月に2日以上行う	31,570円
加算	特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に対して支援を行った場合	所定単位数の15%
	初回加算	地域移行支援の利用を開始した月に算定	5,000円
	集中支援加算	利用者との対面による支援を一カ月に6日以上実施した場合に算定ただし、退院・退所月加算が算定される月は加算しない	5,000円
	退院・退所月加算	退院、退所等をする日が属する月又はその日が月の初日等の場合は退院、退所等をする日が属する前月に算定	27,000円 入院期間が3カ月以上1年未満の場合 +5,000円
	障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）	障害福祉サービスの体験利用を行った場合、初日から5日まで算定	5,000円 （日額）
	障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）	障害福祉サービスの体験利用を行った場合、6日から15日まで算定	2,500円 （日額）
	体験宿泊加算（Ⅰ）	ひとり暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定	3,000円 （日額）
	体験宿泊加算（Ⅱ）	夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、ひとり暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定	7,000円 （日額）

ピアサポート体制加算 <small>たいせいかさん</small>	ピアサポートの専門性について、利用者と同じ自線立 って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向 けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の 解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を満 たした場合 <small>せんもんせい りようしゃ と同じ めせんた そうだん じよげんとう おこな ほんにん じりつ せ いよく こうじよう ちいきせいかつ つづ うえ ぶあん かいしょう こうか 一定の要件を満 たした場合</small>	1,000 円
居住支援連携体制加算 <small>きょじゅうしえんれんけいたいせいかさん</small>	(1) 居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制 を確保し、その旨を公表していること (2) 月に一回以上、居住支援法人又は居住支援協 議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保 及び居住支援に係る必要な情報を共有するこ と <small>きょじゅうしえんほうじんまた きょじゅうしえんきょうぎかい れんけいたいせい かくほ その旨を公表していること つき いっかい以上 きょじゅうしえんほうじんまた きょじゅうしえんきょう ぎかい じょうほうれんけい はか ば ちう じゅうたく かくほ およ きょじゅうしえん にか ひつよう じょうほう きょうゆう と</small>	350 円
地域居住支援体制 強化推進加算 (月1回を限度) <small>ちいきょじゅうしえんたいせい きょうかすいしんかさん つき かい げんと</small>	事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して 在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、 協議会や地域包括ケアシステム構築関係者による 協議の場に対し住宅の確保及び居住支援に係る課題 を報告すること <small>じぎょうしゃ きょじゅうしえんほうじん きょうどう りようしゃ たい ざい ざいたく りょうようじょうひつよう せつめいおよ じどう おこな うえ きょうぎかい ちいきほうかつ こうちくかんけいしや きょうぎ ば たい じゅうたく かくほおよ きょじゅうしえん にか くだい ほうこく</small>	5,000 円

- 体験宿泊加算は (I) (II) を合わせて 15日以内
- 障害福祉サービスの体験利用加算 (I) (II) 及び体験宿泊加算 (I) (II) は、
 地域生活拠点としての機能を担う場合は+500円

ちいきそつだんしえんきゆうふひ ちいきていぢやくしえん
 地域相談支援給付費（地域定着支援）

区分	報酬/加算名		げつがく 月額
基本 報酬	ちいきていぢやくしえん 地域定着支援サービス費 たいせいかくほひ 体制確保費	じょうじ れんらくたいせい かくほ 常時の連絡体制の確保	3,150円
	きんきゅうじしえんひ 緊急時支援費（Ⅰ）	きんきゅうじにおいて、りようしやまた かぞくとつ ようせい 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に ちと 基づき、りようしや きょたくとつ ほうちん いちじてき たいざい 基づき、利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在によ る支援を行った場合	7,340円
	きんきゅうじしえんひ 緊急時支援費（Ⅱ）	きんきゅうじにおいて、りようしやまた かぞくとつ ようせい 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請基 づき、深夜（午後10時～午前6時）に電話による相談 えんじょ おこな ばあい さんてい 援助を行った場合ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定 している場合は、算定しない	980円
加算	とくべつちいきかきん 特別地域加算	ちゅうざんかんちいきとつ きょじゅう 中山間地域等に居住している利用者に対して支援を おこな ばあい 行った場合	所定単位数 の15%
	ピアサポート体制加算 たいせいかきん ピアサポート体制加算	ピアサポートのせんもんせいについて、りようしや おな めせん 立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に た そうだん じょげんとつ おこな ほんにん じりつ 向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の かいしょう かいしょう こうか ちいきせいかつ つづ うえ ふあん 解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を満 たしたばあい たした場合	1,000円
	にちじょうせいかつしえんじょうほうていきょう 日常生活支援情報提供 かきん （月1回を限度）	あらかじめりようしや どうい え にちじょうせいかつ いじ 上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供 うえ ひつよう じょうほう せいしんかびょういんとつ たい じょうほうていきょう すること	1,000円
	きょじゅうしえんれんけいだいせいかきん 居住支援連携体制加算	（1）きょじゅうしえんほうじんまた きょじゅうしえんきょうぎかい 連携体制を確保し、その旨を公表していること （2）つき いっかいじょう きょじゅうしえんほうじんまた きょじゅうしえんきょう 議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保 およ ぎょじゅうしえん かが ひつよう じょうほう きょうゆう 及び居住支援に係る必要な情報を共有するこ と	350円
	ちいききょじゅうしえんたいせいきょうか 地域居住支援体制強化 すいしんかきん 推進加算 （月1回を限度）	じぎょうしや きょじゅうしえんほうじん きょうどう りようしや たい 事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して ざいたく りょうじょうひつよう せつめいおよ じどう おこな 在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、 きょうぎかい ちいきほうかく ケアシステム構築関係者による 協議の場に対し住宅の確保及び居住支援に係る課題 をほうこく を報告すること	5,000円

きんきゅうじしえん ちいきせいかつきょてん きのう にな ばあい えん
 緊急時支援（Ⅰ）は、地域生活拠点としての機能を担う場合は+500円